

2011年9月01日

取引先様 各位

国際資材調達部
部長 竹内 玲

サービス作業者の安全衛生に関する事前トレーニングの実施について

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご厚誼に預かり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では安全衛生にかかわる国際規格「OHSAS18001」の認証を受けております。弊社構内で半導体製造装置のサービス、保守、設置、その他関連するサポート業務を行っていただく全ての作業員に対し、安全衛生面でのリスク管理を確実にする為に業界基準に沿った弊社の安全衛生トレーニング要求基準を提示させて頂いております。つきましては、貴社から弊社に派遣していただきます全ての作業員に対しまして事前の安全衛生トレーニングの受講完了とそれを証明する文書の常時携帯を以下に沿ってお願い申し上げます。

敬具

記

1. トレーニング内容： SEMI S19-1102 「半導体製造装置の設置、保守、サービス要員のトレーニングのための安全ガイドライン」に基づく安全衛生教育
2. 対象者： 弊社構内で半導体製造装置のサービス作業を行う貴社雇用従業員または請負作業員
3. 実施時期： 弊社構内への入場前
4. 完了確認： トレーニング受講済の関連記録証(SEMI S19-1102 を明記)の常時携帯
5. 提出時期： 弊社の提示要求に応じ随時

上記が半導体製造装置及び関連機器のサービス作業員の入場条件となります。
受講済証のご提示が頂けず、尚かつ受講済の確認がとれない場合、作業場への入場および作業をして頂くことはできませんのでご了承下さい。

参考： SEMI S19-1102 に基づく安全衛生教育の実施機関（弊社推奨）
教育機関：(社)日本半導体製造装置協会
コース名：SEAJ 推奨サービス安全教育